

内閣府関係事項

母と女性教職員の会の運動は1954年に始まり、今年で63年となります。この運動は、平和な社会を求める草の根運動の草分けといえるものです。

「子どもたちが、平和のうちに育つ社会を実現するために、全国のお母さん、手をつないで立ち上がりましょう」と呼びかけたアピールが全国婦人教員研究協議会で採択され、以来、全国各地で連帯活動を進めてきました。1975年から毎年東京で開催している全国集会では、国連の「女性年」「子ども年」「障害者年」「平和年」などの趣旨に学び、国際的な視野に立って、「憲法・平和・教育を守ろう」と確認してきています。

各地で課題別の分科会や集会を開くとともに、これまでに、40人学級の早期実現や、教育費の保護者負担軽減、家庭科の男女共学、学校給食の実現、教育予算拡充、基地や原発の問題など自治体要請をはじめ多くのとりくみをしてきています。

憲法・平和・教育を守る母と女性教職員の会の運動の原点に立ち、ゆたかな教育の実現のため、次のように求めます。

記

1. 性別役割分担意識を払拭し、一人ひとりの個性と能力が発揮できる社会の実現にむけて、教育・メディアを通じた意識改革、理解の促進をはかること。また、女性の経済的自立が困難である現状を改善するための施策を講じること。
2. 民間のみならず公務においても「働き方改革」が喫緊の課題と認識し、公務員の時間外労働上限規制をはかること。
3. 「第4次男女共同参画基本計画」の閣議決定を受け、男性の家事・育児への十分な参画、男性の育児休業取得を阻害するパタニティ・ハラスメントの防止などをすすめること。
4. 国連女性差別撤廃委員会が、日本のメディアが女性や少女をステレオタイプに性的対象として描いているとの指摘をふまえ、早急にメディアにおける性差別防止策を講じること。
5. 子どもの貧困や教育格差の実態を調査・把握し、子どもの貧困対策法の趣旨に則った施策を講じること。

以上